

十日町市入札執行等事務処理要領

平成17年4月1日
十日町市訓令第47号

目次

- 第1章 事前準備（第1条—第4条）
- 第2章 指名通知（第5条—第9条）
- 第3章 入札及び開札（第10条—第15条）
- 第4章 契約（第16条—第20条）
- 第5章 入札経過の公表（第21条・第22条）

附則

第1章 事前準備

（指名審査委員会）

第1条 十日町市財務規則（平成17年十日町規則第63号。以下「財務規則」という。）第132条第2項の理由により指名競争入札による契約をしようとする場合において、工事1,500万円、委託500万円以上の案件について入札参加者を選定するときは、十日町市請負工事指名審査委員会の審議を経て、市長がこれを決定する。

（低入札価格調査制度）

第2条 十日町市低入札価格調査制度事務処理要領（平成17年十日町市訓令第48号。以下「低入札要領」という。）の規定により、設計価格（消費税含む。以下同じ。）が1億円以上の指名競争入札及び一般競争入札については、低入札要領第3条により市長が低入札価格調査基準価格を定める。ただし、総合評価落札方式による入札では、設計価格が1億円未満のものであっても、低入札価格調査基準価格を定める。

（低入札価格調査該当の場合）

第3条 前条に定める低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札要領第7条の規定による調査を行うため、入札の一時保留を宣言し、調査を行う。ただし、調査後は低入札要領第10条及び第11条の処理を行うものとする。

（最低制限価格）

第3条の2 財務規則第153条第1項の規定により、最低制限価格を設ける建設工事は、当該建設工事の設計価格が200万円を超える建設工事とする。

2 最低制限価格は、次の計算式より算出された額を基に定める。ただし、算出された額が予定価格の75%に満たない場合は予定価格の75%とし、予定価格の92%を超える場合は予定価格の92%とする。

$$\text{最低制限価格} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.68$$

(工事内訳書の持参)

第4条 設計価格1億円以上の建設工事の入札に参加する業者には、入札時に工事内訳書の携行を義務付ける。この場合において、工事内訳書は、必要に応じて提出させ、詳細に確認できるものとする。

第2章 指名通知

(入札通知書の記載事項)

第5条 入札通知書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事番号及び件名
- (2) 施工場所
- (3) 入札日時及び会場
- (4) 設計図書閲覧場所
- (5) 入札保証金の有無
- (6) 契約保証金の有無
- (7) 工期又は竣工期限
- (8) 前金払の有無
- (9) 部分払の有無
- (10) 工事内訳書携行の有無
- (11) 最低制限価格の設定の有無又は低入札価格の設定の有無
- (12) その他

(入札心得)

第6条 指名業者には、入札通知書とともにに入札心得を配布する。この場合において、入札心得には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 設計図書及び現場説明の了承
- (2) 消費税の取扱い
- (3) 前金払及び部分払の支払割合
- (4) 予定価格の公表
- (5) 財務規則の遵守
- (6) 契約保証金の納付方法
- (7) 辞退について
- (8) 工事内訳書携行について

(業者への通知と公表)

第7条 指名業者への通知は、原則として電子メールを使用したものとする。また、指名業者名は事後公表とする。

2 入札予定は、市ホームページ及び財政課閲覧台にて事前に公表し、公表内容は次のとおりとする。

- (1) 入札日時及び会場
- (2) 入札案件（番号及び件名）

- (3) 施工地
- (4) 工期又は竣工期限
- (5) 担当課

(閲覧及び設計図書貸出し)

第8条 設計図書の閲覧は、財政課閲覧台で行い、日時を指定する。この場合において、設計図書の貸出しへは、業者ごとに時間を指定し、入札通知書とともに電子メール等により通知する。

(予定価格等の公表)

第9条 予定価格は事後公表とする。ただし、市長が認めた場合は、事前に公表することができる。

2 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は、事後公表とする。

第3章 入札及び開札

(職員の指定)

第10条 入札執行職員は、十日町市行政組織規則（平成17年十日町市規則第4号）第7条の規定により財政課長がこれを行う。

2 財務規則第157条に規定する開札立会職員は、入札執行職員が財政課職員の中から選定する。

(入札参加業者受付表)

第11条 入札会場に入札参加業者受付表を設置し、参加業者の自書により会社名及び担当者名を記載させる。

(入札方法)

第12条 入札執行職員は、入札開始時刻と同時に工事番号、件名及び施工場所を読み上げ、順次入札書を提出させる。

(入札辞退)

第13条 入札参加業者は、指名通知以後入札完了までの間、申出により当該入札の辞退ができるものとする。

2 入札辞退により入札参加業者が1社となった場合は、財務規則第168条の規定を準用し、入札を中止するものとする。

3 市長は、入札辞退業者に対して、指名停止等の不利益処分をしてはならない。

(開札)

第14条 全員の入札を確認後、直ちに開札し、入札執行職員は、予定価格と照らし合わせ、落札の宣言又は再入札の宣言を行う。

(同価格の入札)

第15条 落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9に定めるところにより、くじにより落札者を決定する。

2 前項のくじをひく順番は、第13条の入札参加業者受付表の記載順とする。

第4章 契約

(前金払の対象工事)

第16条 財務規則第87条第2項及び第3項の規定による前金払の対象工事は、契約額200万円超の公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事とする。

(前払金及び中間前払金の割合)

第17条 財務規則第87条第2項及び第3項の規定による土木建築に関する工事の前払金及び中間前払金の割合は、別表第1に掲げる割合を基準とする。ただし、工事の性質上特別な事由があると認められる場合は、この限りでない。

(部分払の対象工事)

第18条 部分払を行う工事は、契約額500万円以上の建設工事とし、その支払回数は別表第2に掲げるとおりとする。

(契約保証金の納入)

第19条 契約価格2,500万円以上の建設工事は、契約保証金を納入させなければならない。ただし、銀行その他市が確実と認める金融機関及び公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を担保として納めさせることができる。

(前払保証金の納入)

第20条 前払金及び中間前払金を支払う公共工事は、前払保証金を納入させなければならない。ただし、銀行その他市が確実と認める金融機関及び公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を担保として納めさせることができる。

第5章 入札経過の公表

(入札結果の公表)

第21条 入札執行職員は、入札終了後直ちに入札参加業者と入札経過が記載されている書類を作成し、市ホームページと財政課閲覧台にて公表する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(前金払の特例)

2 平成23年6月1日から平成27年3月31日までの間、別表第1中「40%」とあるのは「50%」とする。

附 則（平成18年十日町市訓令第2号）

この訓令は、平成18年1月24日から施行する。

附 則（平成18年十日町市訓令第4号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年十日町市訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年十日町市訓令第24号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後の建設工事の入札について適用し、同日前の建設工事の入札については、なお従前による。

附 則（平成23年十日町市訓令第12号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成23年十日町市訓令第19号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年十日町市訓令第2号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成25年十日町市訓令第15号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成27年十日町市訓令第6号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成28年十日町市訓令第18号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年十日町市訓令第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成30年十日町市訓令第12号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年6月25日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の十日町市入札執行等事務処理要領の規定により公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成31年十日町市訓令第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年4月25日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、こ

の訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年十日町市訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（令和7年十日町市訓令第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市入札執行等事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

別表第1（第17条関係）

前払金及び中間前払金の支出割合

対象金額	支出割合		備 考
200万円超	前払金	請負金額の40%以内	<ul style="list-style-type: none">・税込金額とする・10万円未満切捨て・左記により積み上げる。
	中間前払金	請負金額の20%以内	

別表第2（第18条関係）

部分払金の支払回数

対象金額	支払回数	備 考
500万円以上 1,500万円未満	2回以内	<ul style="list-style-type: none">・金額は出来高検査により決定する。・前払金及び中間前払金はそれぞれ部分払1回とみなす。
1,500万円以上 5,000万円未満	3回以内	
5,000万円以上	4回以内	